

役員等報酬規程

社会福祉法人 健翔会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 健翔会の役員・評議員・第三者委員・運営委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員の報酬全体は、12,150,000円、内訳として、理事長12,000,000円を上限とし、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で理事会に出席したときは、報酬の額(6,000円/日)及び費用弁償の額(公共機関の場合は実費額。自家用車の場合は1kmにつき20円で計算する)を支給する。

2 評議員の報酬は、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で、評議員会に出席したときは、報酬の額(6,000円/日)及び費用弁償の額(公共機関の場合は実費額。自家用車の場合は1kmにつき20円で計算する)を支給する。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長の命を受けて役員・評議員が、研修等に参加し法人及び事業所の運営業務に従事したときは、報酬の額(6,000円/日)及び費用弁償の額(公共機関の場合は実費額。自家用車の場合は1kmにつき20円で計算する)を支給する。

(第三者委員の勤務報酬)

第5条 第三者委員が、法人及び事業所に係る業務に従事したときは報酬として報酬の額(5,000円/日)及び費用弁償の額(公共機関の場合は実費額。自家用車の場合は1kmにつき20円で計算する)を支給する。

(運営協議会への出席報酬等)

第6条 運営委員が、地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、意見聴取等を行う運営協議会に参加したときは、報酬の額(6,000円/日)及び費用弁償の額(公共機関の場合は実費額。自家用車の場合は1kmにつき20円で計算する)を支給する。

(重複支給の防止)

第7条 同一日に、理事会・評議員会又は運営業務が発生した場合で、いずれに

も出席した場合には重複支給はしない。

(適用除外)

第 8 条 施設等の職員を兼務する、役員・評議員等は、この規程を適用しない。

(報酬の控除)

第 9 条 役員・評議員及び第三者委員並びに運営委員に支給した報酬から、法定の源泉徴収をすることができる。

(支給方法)

第 10 条 報酬の支払いについては、現金払いとすることができる。

(改正)

第 11 条 本規程を改正する必要がある場合は、理事会・評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。